

令和 7 年 9 月 1 日

全国柔整鍼灸協同組合 御中

大阪市福祉局長 向井 順子

大阪市の国民健康保険資格確認書の一斉更新について（周知）

平素は、国民健康保険事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和 6 年 12 月 2 日から従来の被保険者証（以下「保険証」といいます。）は新たに発行されなくなり、保険証としての利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。

令和 6 年 12 月 1 日までに交付された保険証は、経過措置により有効期限まで利用できるとされていましたが、本市におきましては、保険証の有効期限が令和 7 年 10 月 31 日となっていることから、マイナ保険証をお持ちでない方等へ、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」といいます。）の一斉更新を実施します。

記

1 国民健康保険資格確認書の有効期間等について

これまで大阪府内の市町村では、保険証（11 月 1 日～翌年 10 月 31 日）と高齢受給者証（8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の有効期間が異なっていたため、70 歳から 74 歳の方には両方の証書を交付していました。

令和 8 年 8 月以降、資格確認書と高齢受給者証を一体化することとしていますが、本市では、システム対応に時間を要するため、当面の間は現行どおり資格確認書及び高齢受給者証を交付します。

2 周知用ポスターについて

冒頭でも申し上げましたとおり、法改正に伴い、令和 6 年 12 月 2 日から従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

つきましては、本市独自の資格確認書一斉更新にかかる周知用ポスターは、作成いたしませんのでご了承ください。

引き続き、マイナ保険証の利用促進にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、マイナ保険証の登録方法等にかかる医療機関向け周知ポスターについては、下記のとおり厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

・厚生労働省HP「オンライン資格確認に関する周知素材について」

【担当】

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課

担当：魚住、日高

TEL 06-6208-7964

FAX 06-6202-4156